

生活困窮者自立支援制度の推進について

健康福祉部地域福祉課

1 事業実績

生活困窮者自立支援法は、平成27年4月に施行され、福祉事務所を設置する自治体（県内では、県、各市、多気町）は自立相談支援事業等を実施することとされていますが、これまでの実績等は次のとおりです。

(1) 必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金）の取組状況

県計（平成27年度4月～12月分）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	人口10万人 当たりの件数 <6か月平均 県内/全国>
自立相談支援事業における 新規相談受付件数	411	361	354	399	340	361	19.5/15.8
支援計画作成件数（※1）	40	42	31	46	43	25	2.0/3.3
就労支援対象者数（※2）	30	22	22	35	29	16	1.4/1.8
住居確保給付金支給件数	7	10	5	10	9	3	0.4/0.5
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計（9か月分） / 一月当たり
自立相談支援事業における 新規相談受付件数	327	314	273				3,140/348.9
支援計画作成件数（※1）	37	37	30				331/36.8
就労支援対象者数（※2）	27	20	22				223/24.8
住居確保給付金支給件数	12	10	6				72/8.0

（※1）就労支援の具体的な内容など、一人一人の状況に応じた自立に向けた支援計画の作成件数

（※2）相談受付後、支援計画に基づき就労支援を実施している対象者数

(2) 任意事業の取組状況

①就労準備支援事業	県及び6市	実施割合	43.8%（全国28%）
②家計相談支援事業	県及び8市	”	56.3%（全国23%）
③一時生活支援事業	県のみ	”	6.3%（全国19%）
④子どもへの学習支援事業	県及び9市	”	62.5%（全国33%）

(3) 就労訓練事業の認定状況（県の業務）

就労訓練事業は、生活困窮者を支援する事業者の自主的な取組で、生活困窮者の状況に応じて勤務時間や勤務日数の条件を緩やかにして、仕事の内容を少し軽いものにするなど、一般就労に向けた訓練を行うものです。

平成27年12月末現在、次の認定を行っています。

認定事業所名（所在地）	法人名	訓練内容
伊勢おやき本舗（四日市市）	特定非営利活動法人 市民社会研究所	伊勢おやきの製造 販売等
デイサービスセンター 正邦苑 （伊勢市）	社会福祉法人 慈恵会	介護補助等
上野ひまわり作業所（伊賀市）	社会福祉法人	分別作業等
ふっくりあもオンマール（伊賀市）	維雅幸育会	パン製造補助等
びいはいぶ（伊賀市）		ライン作業等

2 課題と対応

（1）制度の周知啓発等

平成26年度における県内の生活保護に係る相談件数5,796件のうち、現に保護開始に至ったのは1,981件であり、この差は3,815件となっています。このような状況を鑑みると、生活困窮者自立支援制度の活用に至らない方は、まだ多数みえるものと推測されます。

制度創設当初には、まず相談支援を受けていただくことが大切であることから、今後とも制度の周知啓発を進めるとともに、自らSOSを発しにくい生活困窮者を発見するためのネットワークの構築等についても検討していきます。

（2）就労支援の強化

働く能力がありながら就労に至っていない方が、再び働く喜びを体感し、支援を受ける側から社会を支える立場となり、生活意欲を向上していくには、就労支援が極めて重要な取組となります。

現状では、就労支援対象者数は決して多いとは言えません。また、直ちに一般就労が難しい方の支援には、就労訓練事業や就労準備支援事業に協力いただける事業者を増やしていく必要があります。

引き続き、就労支援対象者の把握に努め早期に支援を行うとともに、各分野の法人等に対し就労訓練事業等への協力を依頼していきます。

（3）関係機関等との連携

生活困窮者自立支援法の施行にあわせて、関係機関等による自主的な取組も始まっています。

例えば、三重県社会福祉協議会では、平成27年7月から緊急食糧支援を行うフードバンクの取組を始め、既に375件（12月末現在）の支援実績があります。また、4つの医療機関では無料・低額診療事業を拡充し生活困窮者が受診しやすい環境整備を進めています。

今後とも、多様な関係者、関係機関等の協力が得られるよう制度の理念等の周知に努めるとともに、多様な機関等との連携を強化しながら、生活困窮者の把握及び自立支援に取り組んでいきます。